

平成20年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率について

自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期の健全化を促すため、従前の財政再建法に代わる新たな法律として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。

この法律によって、全ての自治体に対して、単に一般会計のみではなく、公営企業や土地開発公社等を含めた前年度決算に基づく4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、および公営企業の経営状況を示す指標（資金不足比率）を算定し、これを監査委員の審査を経たうえで議会に報告し、かつ、住民へ公表することを義務付け、深刻な財政状態に陥る前に早い段階で財政健全化を図ることとなりました。

なお、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は「財政健全化計画」を、財政再生基準以上となった場合は「財政再生計画」を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は「経営健全化計画」を定める必要があります。

◆当市における、平成20年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成20年度決算に基づき「健全化判断比率」を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標においても早期健全化基準を下回っています。

【健全化判断比率】

	平成20年度実績	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.71%	20.00%
連結実質赤字比率	—	17.71%	40.00%
実質公債費比率	14.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	88.6%	350.0%	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。

※連結実質赤字比率における財政再生基準は、本来は30.0%ですが、3年間の経過措置としてH20およびH21年度決算に基づく比率は40.0%、H22年度決算に基づく比率は35.0%となっています。

また、各公営企業における「資金不足比率」については、平成20年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、該当ありません。

【資金不足比率】

特別会計の名称	平成20年度実績	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00%
下水道事業特別会計	—	20.00%

※資金不足額がないため、「—」と表示しています。

◆健全化判断比率4指標の内容、及び資金不足比率

① 実質赤字比率 平成20年度実績 「ー(赤字なし)」 【早期健全化基準 12.71%】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のことです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

② 連結実質赤字比率 平成20年度実績 「ー(赤字なし)」 【早期健全化基準 17.71%】

自団体の全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の、標準財政規模に対する比率のことです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模}}$$

- (A) 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- (B) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
- (C) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- (D) 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

③ 実質公債費比率 平成20年度実績 「14.3%」 【早期健全化基準 25.0%】

普通会計が単年度に支出した元利償還金及び準元利償還金（後年度支出に係る債務負担行為支出額、公営事業会計および一部事務組合への起債償還負担金等）の、標準財政規模に対する比率のことです。この比率は過去3年間の平均比率となっています。

$$\text{実質公債費比} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金 (E)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \text{ の } 3 \text{ カ年 平均}$$

(E) 準元利償還金の内容

- ①満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの

- ③組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの

④ 将来負担比率 平成 20 年度実績 「88.6%」 【早期健全化基準 350.0%】

普通会計が将来負担すべき実質的な負債額（起債償還金、後年度支出に係る債務負担行為支出予定額、職員退職金負担見込額、公営事業会計及び一部事務組合への起債償還負担金見込額、土地開発公社の債務負担見込額等）の標準財政規模に対する比率のことです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (F)} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(F) 将来負担額の内容

- ①一般会計等の地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費等に係るもの）
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる、当該団体負担等見込額
- ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額
- ⑥設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

⑤ 資金不足比率 水道事業 平成 20 年度実績 「— (資金不足なし)」

下水道事業 平成 20 年度実績 「— (資金不足なし)」

【経営健全化基準 20.00%】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率

- ・資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当するもので、公営企業会計ごとに算定した額
- ・事業の規模：料金収入など、主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

※用語の説明

●標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総量（規模）

【本市における、標準財政規模の算出式】

$$\boxed{\text{標準財政規模}} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{基準財政収入額} \\ - \text{地方道路譲与税} \\ - \text{自動車重量譲与税} \\ - \text{交通安全対策交付金} \\ - \text{地方特例交付金児童手当分} \\ - \text{市町村民税所得割に係る} \\ \text{税源移譲相当額の } 25\% \end{array} \right]}{0.75} + \left[\begin{array}{l} \text{地方道路譲与税} \\ + \text{自動車重量譲与税} \\ + \text{交通安全対策交付金} \\ + \text{地方特例交付金児童手当分} \\ + \text{普通交付税額} \end{array} \right]$$

(注) 標準財政規模の算定においては、75%で割り戻した後は、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額の25%分は加算しない。

健全化判断比率等の対象会計について

普通会計	一般会計		実質赤字比率 ↓	連結実質赤字比率 ↓			
	住宅新築資金等特別会計						
公営事業会計	公共用地先行取得等特別会計						
	国民健康保険特別会計						
	老人保健特別会計						
	後期高齢者医療特別会計						
	公営企業会計	水道事業会計					
		下水道事業特別会計					資金不足比率 ↓

一部事務組合	福岡県市町村職員退職手当組合	実質公債費比率 ↓	将来負担比率 ↓	
	福岡県自治振興組合			
	福岡県市町村災害共済基金組合			
	東山老人ホーム組合			
	福岡県後期高齢者医療広域連合			
	大川柳川衛生組合			
	有明広域葬斎施設組合			
	福岡県南広域水道企業団			
	柳川みやま土木組合			
	花宗太田土木組合			
福岡県介護保険広域連合				

地方公社・第三セクター等	柳川市土地開発公社	
--------------	-----------	--